

横浜市北山田地区センター利用要綱

制 定 平成23年4月1日
最新改訂 令和6年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市地区センター条例（以下「条例」という。）、同施行規則（以下「規則」という。）その他の関係法令に基き市民の利用に供する横浜市北山田地区センター（以下「センター」という。）の利用ルールについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 センターは、地域住民のだけれどもが、気軽にかつ公平に利用できることを旨として、次に掲げる事項のために利用できる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など、住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) その他の地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動
- (5) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催し物などの自主事業

(開館時間)

第3条 開館時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次の通りとする。

- (1) 年末年始：12月28日から1月4日まで
- (2) 施設点検日：毎月第2月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日のときは翌日）

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用時間帯)

第5条 センターの利用時間帯（コマ）は、次に掲げるとおりとする。（なお、料理室の貸切利用については、1コマを2時間とする。）

[平日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後A	正午 ～ 午後3時
午 後B	午後3時 ～ 午後6時
夜 間	午後6時 ～ 午後9時

[日曜・祝日]

一利用時間帯	時 間
午 前	午前9時 ～ 正午
午 後A	正午 ～ 午後3時
午 後C	午後3時 ～ 午後5時

2 体育室の利用については、利用実態に合わせて個人利用とのコマ配分を行なうものとする。体育室の利用区分は、別表①によるものとする。ただし、青少年の健全育成の観点から、午後Bのコマについては個人利用とするように努めるものとする。

また、貸切利用の利用時間帯でも、貸切利用の申込みが無い場合は、個人利用とすることができるものとする。

(貸切利用の申込み及び決定)

第6条 センターの各部屋を貸切利用する者は、あらかじめ「団体登録票」を指定管理者に提出し団体登録をしなければならない。

- 2 指定管理者は、貸切利用の申請を利用予定日の2ヶ月前の月の1日から10日まで受け付け、申請者が多数の場合には抽選を行い15日に貸切利用する者を決定する。
- 3 指定管理者は、前項に基づく貸切利用が決定した日から利用が決定していない部屋に限り貸切利用の申請を次の表に定める通り受け付け、貸切利用者を決定する。

受付開始日時	受付方法	受付時間
15日10時から	インターネット申込み開始	24時間受付
15日10時から	来館による申込み開始	10時～21時(日祝は17時)
15日13時から	電話での申込み開始	10時～21時(日祝は17時)

- 4 前三項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 5 センターの各部屋を貸切利用する者は、利用に際し北山田地区センターに事前に申請し、許可を受けることとする。

(貸切利用の申込み制限)

第7条 前条第2項の申請は1回あたり同一日、同一部屋で連続2コマまで(体育室は1コマ、料理室は3コマ)を限度とし、1ヶ月に4コマまでとする。

- 2 前条第3項の貸切利用の申請は、前条第2項で決定したコマ数と合わせ1ヶ月に4コマまでとする。
- 3 利用予定日の6日前以降であれば貸切利用が決定していない部屋をコマの限度なく利用することができる。
- 4 前三項について、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 5 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを制限する場合がある。

(利用条件)

第8条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を遵守すること。
- (2) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (3) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (4) センターの設備又は使用した物品を、故意又は重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。
- (5) その他指定管理者が定めた事項。

(利用の制限)

第9条 センターは、次のいずれかに該当する場合には、利用できない。

- (1) 営利・営業を主とする目的として利用する場合
 - (2) その他利用の目的がセンターの設置の目的に反する場合
- 2 指定管理者は、利用の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。
 - 3 指定管理者は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。
 - (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。

- (2) センターの設置の目的に反するとき。
 - (3) センターの管理上支障があるとき。
 - (4) その他指定管理者が必要と認めた時。
- (利用許可の取消等)

第10条 指定管理者は、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 条例若しくは規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (3) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(利用料金)

第11条 センターを貸切利用する場合は、次の表に掲げる料金を支払う。(消費税を含む)

室名	利用料金		備考
		日曜・祝日 最終コマ	
小会議室	450円	300円	連続2コマまで利用可
中会議室	960円	640円	〃
工芸室	870円	580円	〃
料理室	700円	700円	1コマ2時間(3コマ連続利用まで可)
音楽室	930円	620円	
和室	870円	580円	<分割利用>10畳間 440円(290円)
体育室	1,740円	—円	<分割利用>2/3面 1,160円(—円) 1/3面 580円(—円)

※備考欄の()内は日曜・祝日の最終コマの料金(2時間)

ただし、利用日当日の利用時間開始後において、当該利用に引き続くコマが利用可能である場合に限り、1時間単位で延長利用することができる。その場合の利用料金については、1時間あたり次のとおりとする。

小会議室	150円	中会議室	320円	工芸室	290円	料理室	350円
音楽室	310円	和室	290円	<分割利用>10畳間 150円			
体育室	580円	<分割利用>2/3面 400円 1/3面 200円					

また、利用日当日の利用時間帯開始時に限り、利用する部屋を同一時間帯の他の利用可能な部屋に変更できる。その場合の利用料金については、予約している部屋と新たに予約する部屋の差額を支払うものとし、差額がマイナスの場合は返還しない。

(利用料金の徴収)

第12条 利用料金の徴収日時は、利用日当日開始時までとする。

(利用料金の返還)

第13条 既納の利用料金は返還しない。ただし、次の場合その他必要と認められる場合は、利用料金を返還する。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により施設の利用ができなくなった場合、既納の利用料金の全額
- (2) 利用日の7日前までに利用取り消しの申し出があった場合、利用料金は全額返還する。
ただし、その期日を過ぎてからの利用取り消しの申し出があった場合、電話等での予約も含めて利用料金は全額徴収することとする。

(利用料金の減免)

第14条 本市(区)が主催・共催する事業(10割減免)、指定管理者がセンターの自主事業等で利用する場合(10割減免)の他、次の表に掲げる利用については、利用料金の減免の対象とする。

	対象となる利用	減免の割合
①	・本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合	10割
②	高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合	5割
③	その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合	5割又は10割

※5割減免の場合の10円未満の端数については徴収しない。

2 利用料金の減免を申請する団体は、利用料金減免申請書・優先申込書をセンターへ提出する。

3 センターは前項の申請書を審査し区役所と協議の上、利用料金減免・優先申込 承認/不承認 通知書を交付する。

(優先申込み)

第15条 次の表に掲げる利用については、受付開始日以前であっても優先的に申込みができることとする。申込み手続きは、前条第2項及び第3項と同じとする。

	対象となる利用
①	センター各館の自主的事業を引き継いだ事後サークルが利用する場合(自主事業終了後6ヶ月以内)
②	利用料金の減免の対象となる利用
③	その他指定管理者が必要と認めた場合

(感染症への対応)

第16条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言がされたとき、又はまん延防止等重点措置の措置区域とされたときは、横浜市が所轄する市民利用施設等の対応方針に基づいた運営を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表①体育室は、次の表により、個人使用及び団体使用を区分する。

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
午前	団体						
午後A	団体	団体	団体	団体	団体	個人	個人
午後B・C	個人						
夜間	団体	個人	団体	個人	団体	団体	